

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2018年7月2日

証監会、《外商投資証券会社管理弁法》を正式公布

中国証券監督管理委員会（以下「証監会」）は2018年4月28日付で、《外商投資証券会社管理弁法》（中国証券監督管理委員会令第140号、以下《管理弁法》）を公布・施行し、外資出資比率の上限を緩和しました。

《管理弁法》は、2018年3月に証監会から発表されていた《外商投資証券会社管理弁法（意見募集稿）》を一部調整のうえ正式に公布したもので、従前の《外資持分参加による証券会社設立規則》は、廃止となりました。《管理弁法》の改定内容は、主に以下の5項目となります。

□ 外資過半数出資の合併証券会社の許可

- ✓ 「外資出資比率は49%超不可」の制限を取り消し
- ✓ 合併証券会社の外資出資比率は、「国家の証券業の対外開放に関する計画と一致」（現状51%）

2017年11月、米中首脳会談後に中国側は「単一または複数の外国投資家による直接・間接的な証券・ファンド管理・先物会社への投資比率制限を51%まで緩和し、さらにその3年後（2021年）には投資制限を撤廃する」と表明

- ✓ 外資過半数出資の許容により、《外資持分参加による証券会社設立規則》から《外商投資証券会社管理弁法》に名称を変更

□ 合併証券会社の業務範囲の段階的な開放

- ✓ 新規合併会社の法に基づく証券業務の申請を許可

《証券法》第125条、第127条

批准を経て、証券会社は下記の一部またはすべての業務を営むことができる：（1）証券仲介、（2）証券投資コンサルティング、（3）証券取引・証券投資活動に関する財務顧問、（4）証券引受および保証推薦、（5）証券自営、（6）証券資産管理、（7）その他証券業務

上述の（1）～（3）の業務営むは最低登録資本5,000万元；（4）～（7）のいずれかの業務営むは最低登録資本1億元；（4）～（7）のうち2項目以上の業務営むは最低登録資本5億元。証券会社の登録資本は、実際払込資本でなければならない。

《証券会社業務範囲審査批准暫定規定》第7条

証券会社の設立は、証監会が法定の条件に基づき業務範囲を審査認可する。新設会社の場合、審査認可が必要な業務は4種類を超過しないものとするが、証監会に別の規定がある場合は除く。

証券会社の業務範囲の変更は、証監会が批准しなければならない。業務範囲の変更は、業務種類の追加・減少に区分される。証券会社の業務追加の申請は一回あたり2種類を超えてはならない。

- ✓ 証券業務ライセンスの無秩序な申請を防ぐため、合併証券会社の最初の業務範囲と持分を支配する株主・筆頭株主の証券業務経験の整合性を要求

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

□ 上場・非上場証券会社の外資出資比率の統一

- ✓ 上場内資証券会社に対する外資出資比率を「国家の証券業の対外開放に対する計画」（現状 51%）まで引き上げ、外資の非上場証券会社に対する合計最大出資比率と統一

	会社類型	変更前	変更後
国外投資家 出資比率制限	非上場証券会社	49%超不可	「国家の証券業の 対外開放に対する 計画」に合致 (現状 51%)
	上場証券会社	単一国外投資家：20%超不可 すべての国外投資家：25%超不可	

□ 国外株主の条件変更

- ✓ 国外株主を「少なくとも一株主は金融機関」から「いずれも金融機関」に変更
- ✓ 従来条件の「良好な国際的名声および経営実績を有すること」から、「直近3年の業務規模・収入・利益が国際的に上位であり、直近3年の長期信用がすべて高水準を保持していること」に具体化
- ✓ 従来条件の「証券業務の経営を5年以上継続、直近3年に所在国・地区の監督管理機関または行政・司法機関から重大処罰を受けていないこと」に、「法律・規定の重大違反の嫌疑により関連機関から調査を受けていないこと」を追加

□ 国内株主の実際支配者の変更に対する要件の明確化

- ✓ 内資証券会社の株主の実際支配者の身分が変更（中国国籍から外国籍への変更）となり、国外投資家から内資証券会社に対する間接的な出資となる場合、国外投資家は期限（3ヶ月）内に国外株主の条件を充足しなければならない

（ご参考）《証券会社持分管理規定（意見募集稿）》

証券会社への出資に対する監督管理を強化し、その株主行為を規範化するため、証監会は《証券会社持分管理規定（意見募集稿）》について2018年3月30日～4月29日に公開意見聴取を行っており、今後の正式公布が見込まれています。

意見募集稿によると、証監会は証券会社の株主に対して分類管理を行います。出資比率・証券会社への影響力に応じて証券会社の株主を4種類に区分し、分類毎に株主資格の条件や監督管理の要求を規定しています。

- ① 出資比率5%以下の株主
- ② 出資比率5%以上の株主
- ③ 主要株主（出資比率25%以上または出資比率5%以上の筆頭株主）
- ④ 支配株主（出資比率50%以上または50%未満だが所有する議決権に重大な影響力がある株主）

以上

SMBC (CHINA) NEWS

SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北樓 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599